

川崎市小規模事業者臨時給付金について

1 概要

川崎市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている市内の小規模事業者の事業継続を支えるため、市内の小規模事業者に対して給付金を交付します。ただし、本事業の実施には、令和2年第4回川崎市議会定例会における、本事業実施にかかる予算の議決を要します。

2 対象者

川崎市内で事業を営む小規模事業者で、令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、1か月あたりの事業収入の減少が前年比で30%以上50%未満の期間が1か月以上認められる者。

詳細は別途「川崎市小規模事業者臨時給付金募集のご案内」にてご確認ください。

3 給付額・想定申請件数

10万円・約19,000件

4 受付期間

令和2年5月25日（月）～令和2年8月31日（月）（消印有効）

5 手続き

申請される方は、申請書類を下記申請先へ郵送してください。

申請書類は川崎市ホームページからダウンロードできます。

申請書類受付後、不備等がない場合は、到着後10日間程度で振込を予定しております。

【ホームページ】

<http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000117639.html>

【申請先】

川崎市小規模事業者臨時給付金担当

〒210-8799 川崎中央郵便局留め

電話：044(200)1088

川崎市経済労働局産業政策部工業振興課
担当 山本
電話 044-200-2325